

道営農業農村整備事業の面工事に係る事務取扱いについて

〔平成7年4月5日 設計第16号〕
〔各支庁長あて 農政部長〕

〔沿革〕平成16年4月16日設計第69号、25年10月16日事調第693号、28年12月14日第871号、
30年4月15日第88号、令和2年3月30日第1525号、8年4月3日第28号改正

道営農業農村整備事業の面工事は、発注後、当初予定していた施工箇所が気象条件や受益者の営農計画の変更により施工できない箇所が生じ、施工箇所の変更を余儀なくされる場合がある。

このような工事については、本来、設計変更により工事内容を変更することとなるが、限られた施工期間で迅速な工事の施工を図り、受益者の要望に十分応え、さらには事務簡素化を図るため、当該契約で一定の範囲内で施工箇所の変更ができる取扱いを、次のとおり定めたので事務処理を適切に行ってください。

なお、この運用に当たっては、恣意的な運用と誤解を招くことのないよう十分留意願います。

記

1 該当工種

暗渠排水、客土等の面工事

2 適用の範囲

次の条件をすべて満たす工事に適用することができるものとする。

- (1) 工種が同一であること。
- (2) 施工箇所の変更が、当該契約地区内であり、かつ、当初明示した施工面積の3割以内であること。
ただし、当初明示した施工面積が10ha未満のときは、3割を超える場合も適用できるものとする。
- (3) 変更後の工事目的物の数量は、当初の工事目的物の数量と概ね同一であること。
- (4) 変更指示に伴う変更指示に係る概算金額の増減見込額の絶対値の累計、若しくは、変更後の設計変更に伴う請負代金額の増減見込額の累計は、「建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」に示す割合以内、かつ、金額未満であること。
- (5) 工期に著しい影響を与えないこと。

3 設計図書における施工条件の明示

- (1) 入札の条件として、当該工事の施工箇所が変更になる場合があることを特記仕様書に明示すること。
- (2) 当初施工箇所及び変更後の施工予定箇所のは場番号を明示すること。

4 変更手続き

「農業農村整備事業設計変更の手引き」（設計変更の種類及び変更指示）の6の4

及び7によるものとする。

なお、変更指示の手続きの際は、工事内容の変更指示書に別記1号様式を添付するものとし、設計変更の場合については、別記2号様式によるものとする。

別記1号様式

工事施工箇所変更調書

年 月 日

工事名

受注者			
工期	着工 年 月 日	変更理由	・気象条件による
	完成 年 月 日		・営農計画の変更による
変更概要	概算金額増減見込額		
	変更するほ場番号及び面積		
	変更後のほ場番号及び面積		
その他 必要事項			

別記2号様式

工事施工箇所変更上申書

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

工事監督員 (職 氏名)

工事名

上記建設工事について、次のとおり施工箇所の変更が必要と認められますので、関係図書を添えて上申します。

受注者						
現工期	着工 年 月 日 完成 年 月 日	施工箇所変更による工期変更の必要性	有 <table border="1"><tr><td>延長</td></tr><tr><td>約 日</td></tr><tr><td>短縮</td></tr></table> 無	延長	約 日	短縮
延長						
約 日						
短縮						
工事一時中止の要否		変更理由	<ul style="list-style-type: none">・気象条件による・営農計画の変更による			
変更概要	請負代金増減見込額					
	変更するほ場番号及び面積					
	変更後のほ場番号及び面積					
その他必要事項						